

令和3年

5月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和3年5月定例総会 会議録

1 日 時 令和3年5月13日（木） 午前9時30分 開議

2 場 所 平田農村環境改善センター 多目的ホール

3 出席委員（28名）

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員				18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員（1名）

17番 佐藤 良 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 遠田 博 農地主査兼係長 阿彦智子
主事 高橋咲葵
専門員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
6. 農用地利用集積計画の一部取下げについて

7 議 事

議第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第26号 農用地利用集積計画について

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

それでは、ただいまから令和3年5月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たり、五十嵐直太郎会長より挨拶申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長

(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条により会長が務めとなっております。それでは、五十嵐会長、よろしくお願いいたします。

○五十嵐直太郎 会長

それでは、皆様のご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、17番 佐藤良委員です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、24番、三浦ひとみ委員、25番、尾形大介委員の両名にお願いいたします。

◎報 告 事 項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について13件、2、農地法第5条届出書の受理について2件、3、地目変更登記に係る照会に対する回答について4件、4、解約3件、5、農地法第18条第6項の規定による通知受理について9件、6、農用地利用集積計画の一部取下げについて1件、以上32件について農地係長が報告いたします。

○阿彦主査兼農地係長

(報告事項を朗読説明する) 報告事項は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第24号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第24号 農地法第3条の規定による許可申請については8件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議案書12ページ、議第24号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

酒田30番、こちらの関係性は親子になります。農業者年金を受給中のため、このたび使用貸借権を10年間設定し、再設定を行うものとなります。

続く酒田31番、こちらの受人が佐藤浩良委員となりますので議事参与案件となります。刈穂の畑1筆につきまして、このたび10アール当たり4,000円の賃借料で10年間の賃貸借契約をするものとなっております。なお、こちらの畑については土地改良区費が発生する畑となっております。続いて、酒田32番、酒田33番と同じ受け人となっております。浜中の畑、それぞれ隣接する箇所となっております。別添資料1ページをご覧くださいとおり、10アール当たり価格が酒田32番の方は36万8,000円、酒田33番のほうは36万6,000円ということですが、この2筆のほか隣接する山林箇所も合わせて売買を行いまして、合計250万円での売買となっております。

なお、今回の3条案件につきましては、全ての案件におきまして要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他経営面積まで農地法第3条第2号の各号が該当する許可要件を満たしているものと考えます。また今回の3条案件では農業者年金による影響はないものと考えております。

次は八幡、お願いします。

○八幡総合支所 後藤専門員

八幡3番と4番の案件になります。どちらも同じ渡人になります。別添資料の1ページをご覧くださいと、売買価格が10アール当たり7万円になります。昨年、近隣地を売買した実例価格がこの価格となっております。八幡3番、4番とも受人は新規での農地取得になりまして、別添資料の2ページ、3ページをご覧ください。資料の2ページが八幡3番の方になります。この方は以前より所有者よりこの土地の使用を了承を得て耕作しておりまして、升田かぶなどの在来野菜を植えて、産直たわわにも出荷されている方になります。今回、別件でこの地域一帯で事業展開が予定されていることから、受人が当該土地をこれからも利用するために買い受けすることでの申請になります。これからも野菜類の作付をしながら、山菜等の栽培にも取り組みたいというようなことで聞いております。

続いて、3ページが八幡4番の新規就農の方になります。土地所有者と親戚関係になりまして、今までも草刈りや整地をして、ワラビ、タラの芽などの山菜を収穫してきている方です。現在は別に勤務がある方ですが、いずれは農業のほうに力を入れていきたいというように聞いております。

○松山総合支所 門脇調整主任

続きまして、松山です。

松山7番、こちらは受人の希望による売買です。もともとは渡人が娘に使用貸借していた農地ですが、先ほど報告あったように、解約して売買することになったものです。なお、この箇所以外の周辺は、受人の耕作地です。売買価格ですが、別添資料の1ページにありますとおり、10アール当たり88万8,900円で総額24万円からの割り返しとなります。また当該農地は農用地区域で受け手も認定農業者ですが、売買価格が近傍類似価格よりも若干高かったため農業経営基盤強化促進法ではなく、3条申請での売買となっているものです。

松山8番、こちらはもともと渡人が自己保全管理しており、このほど渡人の希望により贈与するこ

とになったものです。以上になります。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。5月7日に、第6班による農地調査委員会を行っております。

議第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば初めをお願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

それでは、初めに、農業委員会法令に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

議事参与の制限に、1番、佐藤浩良委員が該当する案件がありますので、退席を求め、暫時休憩いたします。

午前9時54分 休憩

午前9時54分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。質疑に入ります。

議案、酒田31番について、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。酒田31番について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、酒田31番について許可決定といたします。

ここで、1番、佐藤浩良委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前9時55分 休憩

午前9時56分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

続きまして、これまで許可決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

どうぞ。

○14番 土田治夫委員

14番、土田です。

松山7番についてでございます。3条ですので、売買価格は柔軟であるというようなことですが、なぜこんなに高いのかということ、あと利用集積だと、じゃ幾らぐらいだった適正になるのか、上限、下限等はあると思いますけれども、ちょっと教えていただければと思います。

○五十嵐直太郎 議長

ただいまの14番、土田委員の質問に対してお答えいただきます。

じゃ、事務局お願いします。

○松山総合支所 門脇調整主任

当該農地の周辺は、受け手の方のパイプハウスが密接しているのですが、この当該農地を購入して一体利用するための受け手側の希望であるため、売買価格が高くなっている状況となっております。あと、利用集積計画の場合の価格ですが、この近郊であれば一般的な田んぼの10アール当たり売買価格の大体2分の1程度が目安というふうに記憶しております。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

土田委員。

○14番 土田治夫委員

何か2つ目の質問がお答えなかったかなと思います。どうですか。もし何かしら説明できるのであれば。

○五十嵐直太郎 議長

じゃ、事務局お願いします。

○松山総合支所 門脇調整主任

その状況にもよりますけれども、松山地区の田んぼであれば恐らく60万から50万が目安となって、畑だったら通常田んぼの2分の1相当というふうになっているわけです。ここの引地も当然 基盤整備も入っている箇所ですので、田んぼは60~50万円となろうかと思えます。その半分程度と捉えております。

○五十嵐直太郎 議長

土田委員、どうですか。

○14番 土田治夫委員

若干疑問あるんですけども、10アール当たり50万で、畑だとその2分の1ということですので、じゃ、それが反当20万円くらいだったら集積が使えたという理解でよろしいでしょうか。

○五十嵐直太郎 議長

事務局、どうですか。

○阿彦主査兼農地係長

農地法には農業経営基盤強化促進法と同様に近傍類似価格の考え方もありますが、あくまでも話し合い次第、価格設定の範囲というのがないものです。協議次第ということで、妥当なのかと考えております。

○五十嵐直太郎 議長

土田委員、どうですか。

○14番 土田治夫委員

はい、了解しました。

○五十嵐直太郎 議長

では、主査から最後にありましたけれども、基盤強化法の中での取引事例価格というのは数字上、物理学上、これだというものは持ち合わせておりません。日本全国同じような、近傍類似価格という形になっております。ただし良識的に、担い手が育つ価格と地域の取引事例価格となっておりますので、この部分はブロック会議等でよく皆さん連絡を取り合いながら、それから関係機関、地域、JAさんとのいろんな絡み出てきますので、その辺をよろしくお願ひしたいなと思います。それでは進めます。そのほか何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議事参与の制限の議案以外の案件について許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を許可決定といたします。
以上により、議第24号については全て許可決定といたします。

◎議第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

続きまして、議第25号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第25号 農地法第5条の規定による許可申請については、4件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、議第25号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。
酒田5番、米島の畑1筆につきまして、このたび資材置場、駐車場敷地として購入をしたいということでの申請になっております。渡人と受人は親子でございまして、使用貸借権永年の設定を行うということでございます。農地区分が1種と判定しております。
別添資料の4ページと5ページをご覧ください。
4ページの位置図にあるとおり、遊佐町に接続する集落になっております。
5ページをご覧くださいますと、県道比子八幡線から入って集落に接続している場所になっているものでございます。このように周囲に10ヘクタール以上の集団的な土地改良事業のほうが入った農地があることから1種と判定しておるところでございます。それに伴っての許可基準につきましては、議案書のほうにもありますとおり、業務上必要な施設で集落に接続していることから許可基準を満たすもので考えております。
状況としまして、この土地につきましては別添資料の5ページにある字限図のほうをご覧くださいますと、太線で囲われているところが今回の申請地になっております。そこに隣接する92-1、その右隣に細い107号を挟みまして空欄となっている場所がこのたびの申請区画となっているところでございます。この申請人が鉄工所を経営しております。この鉄工所の工場が92-1の箇所になっているところでございます。鉄工所の資材の置き場と作業車両を置く場所が不足しているところから今回の申請が出ているものでございます。
なお、この鉄工所の場所につきまして、少し92-2にかかっている道路、現在の建っているところ

がございます。そのため別添資料の12ページになりますが、既に建物が建ってしまっていることから、始末書を提出し、今回の申請を行っているものであります。

なお、92-2の周囲に細いL字型の筆がございますが、日向川土地改良区の水路が埋設されているため、この箇所には建物を建てないということで渡人と協議が整っているところでございます。

また、この箇所は、以前農振の農用地区域内でしたが、令和元年に農振除外を行い、転用申請となっているものでございます。後ほどスライドでまたご説明をいたします。

それでは、議案書に戻ります。

酒田6番、このたび受け人が住宅を建てたいということで申請が出ているものでございます。場所は広野の奥井地区でございます。所有権移転の申請となりまして、農地区分については1種と判定しております。

別添資料は6ページと7ページをご覧ください。6ページの位置図、袖浦地区に近い広野の奥井地区です。7ページをご覧くださいと道路を挟んだ向かい側に袖浦農協さんの産直イチゴ畑が見える箇所になっているところでございます。字限図をご覧ください。もともとこちらについては249番として大きな面積の1筆でございましたが、このたび住宅を建てるに当たり分筆しております。道と書かれているところに埋設している下水道管に排水を行うために、このような不整形の分筆となっております。

なお、こちらの区域は市街化調整区域でありますので、500平米未満であれば住宅建築可能ということでございますので、このたびの申請面積は499平米となっているものでございます。

また、許可基準につきましても日常生活上必要な施設で集落に接続していることから許可基準を満たすものと考えております。それでは、また議案書のほうにお戻りください。

酒田7番、こちらが砂採取の案件となりまして、農用地区域内にある農地でございますので、一時転用となるものでございます。1年間、賃貸借を行うものでございます。

なお、面積につきましてご覧くださいとおり、面積欄の左側のほうに登記面積が書いてございまして、実測面積について括弧書きで表記しております。登記面積よりも大きな面積になっている筆もあり、合計転用面積は7,010平米となっております。採取量は1万1,313立米を予定しています。別添資料の8ページと9ページをご覧ください。

8ページの位置図のほうからご覧いただけますと、県道38号からこのたびの申請地のほうに向かって県道浜中余目線が走っている箇所に隣接しております。

9ページのほうをご覧くださいと、字限図の上のほうが高速道路となっております。

字限図をご覧くださいとおり8名の所有者がおり、南北に細長い字切りとなっている箇所でございます。別添資料の13ページから15ページに地権者から提出された今後の営農計画を載せているところでございます。また、このたびこの申請箇所につきましては令和2年の12月に予備調査を行っているところでございます。県道浜中余目線のところと、ほぼフラットにする形で掘削予定で、そこが一番低い箇所の予定でございます。また、道路際のところから従来は2メートルの保安距離でしたが、昨年から行っております検委員会の意見要望を受けて、今回から5メートルの保安距離が取られております。また風被害対策としまして、東側に防風林として植林の予定でございます。

では、続いて平田お願いします。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田3番です。申請地は飛鳥大道端、登記地目は田ですが現況は畑2筆、178平方メートルです。申請目的は住宅敷地、一般住宅1棟を新築し、ほかには駐車場として利用するものです。権利は所有権移転、農地区分は白地で第2種農地の予定をしております。許可基準は日常生活上必要な施設で集落に接続しておるというものです。

それでは、別添資料1ページをご覧ください。平田3番、10アール当たり1,233万1,000円です。

10ページ、11ページをご覧ください。

申請地の北側に真っすぐ東西に1本大きな道路が走っております。こちら、今は市道ですが少し前まで県道だった道路です。この道路沿いには、南平田小学校、JA、ひらたタウンセンター、平田総合支所などの建物が立ち並んでおります。

11ページ、案内図をご覧ください。

案内図の真ん中に一番目立つのが市立南平田小学校の建物になると思いますが、この建物から申請地は直線距離で200メートルほどのところにあります。また、この案内図の右下の隅に記載の酒田市平田農村環境改善センターがあります。

11ページの下、案内図の申請地をご覧ください。

申請地の南側に2人の名前が記載してある住宅がありますが、その住宅が譲渡人の住宅になります。この譲渡人の住宅の道路を挟んだ南側の住宅が譲受人の住宅になります。その現在の住宅は敷地内に高低差がかなりある場所に建設されているということで、住み慣れた場所の近くに平地を求めて新築したいということです。

10ページの下、字限図をご覧ください。

申請地の西側130-9番が宅地、残りは水路に囲まれております。

それでは、スライドでご説明いたしますので審議の参考にしていただきますようご覧ください。

(スライドを映写)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第25号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田5番の現地調査の結果を28番、大場重樹委員より報告願います。

○28番 大場重樹委員

28番、大場です。

4月27日に事務局3名と私で現地の確認を行っております。ここには以前より鉄工所を経営しており、現地も何度か確認しております。周囲へ影響はないものと思われまます。ご審議よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

続いて、酒田6番の現地調査の結果についてでございますが、広野の地区担当である私より報告いたします。

10番、五十嵐直太郎です。先般4月27日、事務局と一緒に現地を調査してまいりました。場所は白地でございます。ここは都市計画法の網がかかかっていまして、以前ですと住宅を建てたくても建てられないと、都市計画法の運用がかなりきつめでした。今、法の改正が若干ございまして、先ほど主査が説明したとおり非農家でも500平米以下であればよろしいですと、そういうふうな運用になっておりますので、このたび周囲への影響もなく何も問題はないのかなと思っております。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

それでは、続いて酒田7番の砂採取案件については、農業委員会検討会及び酒田市砂利対策協議会での協議を経ておりますので、地元委員の報告は割愛いたします。

続いて、平田3番の現地報告を14番、土田治夫委員よりお願いたします。

○14番 土田治夫委員

14番、土田です。5月6日午後から支所の五十嵐主査と私と、あと譲渡人で確認しました。スライドにあったとおり住宅地で、もともと畑の状態です。何ら問題ないのかなと思っておりますので、よろしくご審議お願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方お願いたします。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第25号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第25号については許可決定といたします。

◎議第26号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第26号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第26号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転4件、(2)利用権の設定27件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、議第26号 農用地利用集積計画について。

1番の一般事業、(1)所有権の移転です。公告予定日は令和3年5月17日の予定です。

このたびご審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載がありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめ確認をいただいております。

それでは、広野2番と広野3番と同じ譲受人となっております。地目は全て田でございまして、広野2番のほうにあります広野字福岡566-1、566-2と広野3番の福岡562番が隣接する箇所になっているものでございます。それぞれ10アール当たりの対価は50万円でございます。5月31日の移転時期、支払い時期を予定しております。なお、この譲受人については認定農業者となっております。八幡、お願いします。

○八幡総合支所 後藤専門員

八幡1番になります。こちらの福山の田1筆、対価は10アール当たり10万円で、総額は1万9,000円です。5月20日の移転、支払時期です。ここにつきましては山の上にある畑でして、地元委員の協議でも妥当な価格ということです。今回、隣地を耕作している認定農業者が買い受けます。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田3番です。こちらは北俣の田1筆、10アール当たりの価格が35万円、総額で190,400円です。令和3年5月31日の移転時期、支払時期です。買い受け者はあっせん登録者です。

○阿彦主査兼農地係長

それでは、議案書16ページをお開きください。1番、一般事業、(2)利用権の設定です。

公告予定日は5月27日の予定です。袖浦6番と7番と同じ借受人となっております。この方は令和2年に新規就農し、このたび主に借り入れている農地の隣接地を規模拡大するということでございます。10アール当たりの賃借料はそれぞれ4,000円でございます。契約期間は5年となっております。なお、登記地目は原野となっておりますが、現況は畑となっております土地でございます。

続いて、浜中9番、畑を10年間の借り受け契約となります。10アール当たりの賃借料が6,357円で、総額では5万円ということでございます。八幡、お願いします。

○八幡総合支所 後藤専門員

八幡の61番から63番までの3件につきましては、受け手が同じ法人になりまして、いずれも新規契約の10年契約になります。61番につきましては賃借料6,000円、62番が賃借料1,000円、63番が賃借料3,000円になります。八幡64番、65番につきましては更新契約になりまして、賃借料64番につきましては、10,000円と65番、9,000円となります。

○松山総合支所 門脇調整主任

続いて松山です。松山22番と23番、こちらについては同じ借受人となっております。

まず松山22番ですが、こちら1万1,000円、10年の更新です。

松山23番、こちらは1万1,000円と畑4,000円、5年の更新です。松山24番、こちらは1万1,000円、10年の新規となっております。以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田80番、5年の更新です。こちらは前回の契約と同じ金額で944円です。平田81番、3,000円、10年、更新です。平田82番、ゼロ円での更新です。平田83番から86番まで同じ借受人になります。

83番が6,000円と9,000円混在の10年の新規。84番が先ほどの18条6項解約されて、6,000円、10年の新規です。85番、86番も同じく先ほどの18条の報告で解約があったものになります。85番が1,000円と6,000円、10年の新規です。86番が9,000円、10年の新規です。

続いて、87番から次のページの90番まで関連でございます。地区でエリア一帯の耕作について話し合った結果がこの87番から90番までの案件になります。その中で、87番と88番の借受人が土田委員になりますので、議事参与の制限を受けるものになります。この87番が1万1,000円です。88番、1万1,000円と9,000円、10年、新規です。

次のページ、89番、90番、ともに1万1,000円、10年の新規です。

91番、1万1,000円、5年の更新です。92番、1万1,000円、10年の更新です。

93番から95番まで同じ借受人になります。全て1万1,000円、10年の更新です。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調整委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第26号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。農業委員に該当する案件として、14番、土田治夫委員が該当する案件がありますので、議事参与の制限の案件として退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

議案19ページ、平田87番、88番の2件についてご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

平田87番、88番の2件について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、これら2件について、計画決定といたします。

ここで、14番、土田治夫委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時41分 休憩

午前10時41分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外についてを審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。

以上により、議第26号については全て計画といたします。

閉 会

以上をもちまして、令和3年5月定例総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時42分 閉会